

平成29年12月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月12日(火) 午前10時30分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 悌二	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

4. 欠席委員(0人)

欠席委員:()

5. 議事日程

日程第1	議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第2	議案第50号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第3	議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について
日程第4	議案第52号	荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	富永 得治
農地係長	渋谷 美佐江

7. 会議の概要

開会 午前10時30分

議長	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。 只今から、平成29年12月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、2番委員、3番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が28案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
事務局	<p>はじめに、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、審議します。 それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>おはようございます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字雨湊、畑1筆の282㎡です。5条での所有権移転で譲渡人、譲受人は議案に記載されているとおりです。転用目的といたしましては、利用者数が増加傾向にあり従業員数も増えてきているので、送迎用のワゴン車も増台しますので新たな駐車場が必要となるためです。売買価格は、1筆で620,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について、5番委員及び川辺地区推進委員から報告お願いいたします。</p>

5 番委員	<p>先日両者立会いの元、現地で確認し、何ら問題ないとおもわれます。現在は、茶が作付けられています。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字内田、田1筆の449㎡です。賃貸借の5条申請です。貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。転用目的は、農業用施設でキクラゲ栽培ハウスとなります。賃貸借料は、年間30,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、5番委員及び川辺地区推進委員の報告をお願いします。</p>
地区推進委員	<p>私のほうから、説明します。現地確認に行き、山や農業用水路が隣接して湿地の水田となったり、永年、自己保全となっている。コンクリートを打って、ハウスを作る予定です。授産施設の規模拡大となっています。姻族関係の賃貸借です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字浜ノ上、畑2筆の1,950㎡のうちの1598㎡と1,951㎡の900㎡の2,498㎡の転用になります。申請人は、議案に記載されているとおりです。転用目的は、既存の堆肥処理施設では現在の頭数の処理が難しいので、施設の増設となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員及び柳瀬地区推進委員の報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>先日、柳瀬地区推進委員と現地立会いをしまして、現在の堆肥舎では手詰まりとなっているので、増築したいとのこと。建物ではなくて基礎コンクリートを打って、上は防水シートで覆うということです。雨水対策等は、排水を設けているとのことでした。近隣の農家さんとは話をしているとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 の承認について</p>
議長	<p>議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局からの説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてご説明します。番号1、大字川辺字宮園及び八王、田2筆の1,993㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は、5年で賃借料は10aあたり35,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字吉ノ尾、田1筆の1,475㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は、5年で賃借料は10aあたり23,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に、3・4番についてですが、2番委員に関する案件なので、相良村農業委員会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(2番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、3・4番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字八王、田1筆の389㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は、5年で賃借料は10aあたり30,000円です。次に番号4、大字川辺字蜻木、田1筆の1,737㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり30,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p>
議長	<p>○ 次に、5番から8番について関連につき一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字雨宮鶴、田1筆の2,074㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は1筆で60,000円で</p>

事務局	<p>す。番号6、大字川辺字上廻及び中廻、田3筆の1,474㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。番号7、大字川辺字中廻、田1筆の300㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されている議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり30,000円です。番号8、大字川辺字中廻、田1筆の1,378㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されている議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり30,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番についてですが、1番委員に関する案件なので、相良村農業委員会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(1番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、9番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字柳瀬字風呂前及び陣之内及び藏城、田4筆の12,148㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして</p>

議長	<p>ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、1番委員の入室を許可します。</p> <p>(1番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字川辺字赤坂、畑1筆の1,096㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番についてですが、2番委員に関する案件なので、相良村農業委員会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>

議長	<p>(2番委員退席)</p> <p>それでは、11番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号11、大字川辺字赤坂、畑1筆の1,680㎡です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、12番から21番について農業公社の関連につき一括したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字川辺字赤坂、畑2筆の890㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号13、大字川辺字赤坂、畑1筆の712㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号14、大字川辺字赤坂、畑1筆の461㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号15、大字川辺字赤坂、</p>

畑2筆の1,672㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号16、大字川辺字赤坂、畑1筆の1,862㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号17、大字川辺字赤坂、畑2筆の1,434㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号18、大字川辺字赤坂、畑1筆の683㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号19、大字川辺字赤坂、畑1筆の224㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号20、大字川辺字中高原、畑1筆の1,634㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。番号21、大字柳瀬字入口、田5筆の5,503㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり18,172円です。以上です。

議長

ただいま、12番から21番まで事務局からの説明がありました
が、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ
しいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ
とに決定いたします。

議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上廻、田1筆の368㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は110,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、2番委員及び川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>この農地は細長く作業がしにくいので、隣接の人が買って作業しやすくなるので何ら問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び2番委員と川辺地区推進委員からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてですが、2番委員にも関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(2番委員退席)</p>

議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明します。番号1、賃貸借及び使用貸借による権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構をとおしての機構法の転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p> <p>（2番委員入室・着席）</p>
議長	<p>2番についてですが、7番委員に関する案件ですので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>（7番委員退席）</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字入口、田5筆の5,503㎡です。権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりで農地中間管理機構を通しての機構法賃貸借の転貸になり、権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり18,172円です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、7番委員の入室を許可します。</p> <p>(7番委員入室・着席)</p> <p>議案第52号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p>
議長	<p>議案第52号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について審議いたします。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第52号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明します。番号1、大字深水字原ノ田、畑4筆で所有者は議案に記載されているとおりです。申請が11月16日に申請ができてきて、農業委員さんと、地区推進委員さんと事務局で現地調査をしました。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、4番委員及び深水地区推進委員からの報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>11月29日に地区推進委員と事務局と現地調査をしました。一段下がりの宅地との間の土手みたいところが、今回の土地で法面という感じで、畑とは言えない状況でした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び4番委員と伊東推進委員からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>その他</p> <p>次回の総会の開催日について 1月11日、(木) 曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時50分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年12月12日

相良村農業委員会

署名委員 2番 _____ (印)

署名委員 3番 _____ (印)